【新型コロナウイルス関連情報】2月28日以降の措置 (2月24日発領事メール)

1. 22日、アイルランド政府はコロナ対策の国内行動制限に関し、2月28日以降マスク着用の義務は解除する(no longer mandatory)が、公共交通機関の利用時や医療上必要な場合においては引き続きマスクを着用するべき(should still wear masks)という勧告は重要であるとしました。また、発症時の早急な自己隔離、医療介護施設等での弱者に対する感染リスク管理、小学校等での感染防止策、ワクチン接種の完了等も引き続き重要であるとしています。今回の政府の発表内容詳細は、以下のウェブサイトから参照可能となります。https://www.gov.ie/en/publication/3361b-public-health-updates/

在留邦人及びアイルランド滞在中の邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、引き 続き感染予防に努めてください。

2. 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

3. 新型コロナウイルスに関連する風評被害を受けた場合、また、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号 (代表): 01-202-8300

E-mail (領事班): consular@ir. mofa. go. jp

※本メールは、当館に在留届を提出いただいている方々及び「たびレジ」登録いただいた 方々に送付しています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete